

(様式第1号)

受付番号	江議第 37 号
受付日	令和 7 年 7 月 4 日
送付日	令和 7 年 7 月 4 日
答弁期日	令和 7 年 7 月 18 日
答弁受理日	令和 7 年 7 月 16 日

江田島市議会議長

酒永 光志 様

会 派 名 無会派

質問者氏名 寛本 語



文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

1 質問項目

防災協力事業所等登録制度について

2 質問の要旨

近年、気温の上昇に伴う異常気象が頻発し、加えて南海トラフ地震などの大規模災害が高い確率で発生すると予測される中、平時からの備えと地域の共助体制の強化が、これまで以上に求められている。

平成30年の西日本豪雨災害時には、本市においても断水が発生し、その際、市民の方々が自宅の井戸を善意で開放し、生活用水の確保に大きな役割を果たしたことは記憶に新しい。

現在、広島市をはじめ、県内の複数自治体が、災害時に活用可能な井戸を事前に登録・把握する「災害用井戸登録制度」を導入しており、本市も令和2年9月に「防災協力事業所等登録制度」を整備している。しかし、制度の更なる活用のためには、市民への周知と普及が重要であると考えます。

そこで、次の点について伺う。

- (1) 平成30年西日本豪雨災害時、本市は井戸を提供した市民の状況をどの程度把握していたのか。また、どのような対応を行い、その取組をどのように評価しているのか。

- (2) 他市の登録状況を踏まえ、本市の登録状況は。また、制度運用に当たっての課題認識はあるか。
- (3) 今後、本市として災害用井戸の活用を含めた制度の普及・促進に向け、具体的な方向性や計画はあるのか。



(様式第 2 号)

令和 7 年 7 月 1 5 日

江田島市議会議長 酒永 光志 様

江田島市長 土手 三生
(担当部局：危機管理監)



文 書 質 問 答 弁 書

江田島市議会基本条例第 7 条第 4 号の規定に基づく議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

1 質問項目

防災協力事業所等登録制度について

2 答弁内容

別紙のとおり

1 質問項目

防災協力事業所等登録制度について

2 質問の要旨

近年、気温の上昇に伴う異常気象が頻発し、加えて南海トラフ地震などの大規模災害が高い確率で発生すると予測される中、平時からの備えと地域の共助体制の強化が、これまで以上に求められている。

平成30年の西日本豪雨災害時には、本市においても断水が発生し、その際、市民の方々が自宅の井戸を善意で開放し、生活用水の確保に大きな役割を果たしたことは記憶に新しい。

現在、広島市をはじめ、県内の複数自治体が、災害時に活用可能な井戸を事前に登録・把握する「災害用井戸登録制度」を導入しており、本市も令和2年9月に「防災協力事業所等登録制度」を整備している。しかし、制度の更なる活用のためには、市民への周知と普及が重要であると考ええる。

そこで、次の点について伺う。

- (1) 平成30年西日本豪雨災害時、本市は井戸を提供した市民の状況をどの程度把握していたのか。また、どのような対応を行い、その取組をどのように評価しているのか。
- (2) 他市の登録状況を踏まえ、本市の登録状況は。また、制度運用に当たっての課題認識はあるか。
- (3) 今後、本市として災害用井戸の活用を含めた制度の普及・促進に向け、具体的な方向性や計画はあるのか。

3 回答

- (1) 平成30年7月豪雨災害当時、各地域で井戸水の提供を行っていたことは、一定数把握しておりましたが、具体的な件数は調査しておりません。

一方で、本市では井戸水の無料検査を実施しており、635件ものお申し込みをいただいております。

発災直後から、多くの皆様に御協力いただいたことは、地域の共助の取組として、高い評価に値するものと考えております。

- (2) 現在、市内の井戸所有者様から79件の御登録をいただいております。

本市の登録件数は、地形、人口密度、井戸の分布状況などの違いはありますが、他市町と比較しても多いと感じております。

課題につきましては、登録された井戸が利用できる状態にあるか、追跡調査が必要であると考えております。

- (3) 本市では、市ホームページにおいて、本制度への登録状況と併せて、新たな登録者の募集を行っております。

今後は、市ホームページの表示を分かりやすくなるよう工夫していくとともに、各種団体と協力して、登録制度の普及啓発に努めてまいります。